

次期戦闘機（F－35A）の調達等の実施状況についての報告
書（要旨）

平成29年9月

会計検査院

1 検査の背景

防衛省は、平成23年12月20日の安全保障会議決定及び閣議了解に基づき、次期戦闘機として、24年度以降に42機のF-35Aを取得することとしている。F-35Aは防衛装備庁がFMS調達（「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定」（昭和29年条約第6号）に基づく有償援助（Foreign Military Sales）による調達）によりアメリカ合衆国政府から調達することとなったが、FMS調達は、合衆国政府から示された条件を受諾することにより防衛装備品等が提供されるものであり、合衆国側の事情によって提供の内容や時期が変更されたり、価格等の詳細な内訳が提示されなかったりする場合があるなど、一般的な輸入等による調達とは異なるものである。

一方、F-35Aの調達に当たって、防衛省は、国内企業に外国企業の下請として製造等への参画を求める新たな取組を行っており、これを受けて防衛装備庁は、国内企業と初度費契約（下請製造を行うために必要な基盤の整備等の業務に係る契約）を締結している。この取組は、防衛装備庁、合衆国政府、国内企業、外国企業といった多様な主体が複雑に関係するものであって、各主体はそれぞれの契約当事者に限定された情報しか得られないものである。また、防衛装備庁は、F-35Aをプロジェクト管理重点対象装備品等として選定してライフサイクルを通じたプロジェクト管理を実施している。

2 検査の状況

F-35Aの調達等の実施状況について、正確性、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から検査したところ、次のような状況となっていた。

(1) F-35Aに係る調達の計画及び実績

ア 23年12月の安全保障会議において決定され閣議了解されたF-35A42機のうち、23中期防及び26中期防においては34機について契約することとしている。防衛装備庁は、このうち、28年度までに計22機について契約を締結していた。

イ 28年度までのF-35Aに係る契約額の計は6256億余円であり、うちFMS調達は4456億余円（71.2%）、FMS調達以外は1799億余円（28.7%）であった。

ウ 防衛装備庁は、FMS調達に当たって、機体、エンジン、搭載機器等を機体等ケース（契約）で、搭載する弾薬を弾薬ごとの個別のケースでそれぞれ調達していた。

そして、機体等ケースにおいて、合衆国政府の要請を踏まえて、複数年度にわたる複数の調達要求品目の調達が1ケースにまとめて行われている。

エ F-35Aの円建ての1機当たり本体価格は、FMS調達が行われた24年度以降に支出官レートが一貫して円安に推移したことなどから増加傾向にある。また、防衛装備庁は、25年度以降に国内企業の製造への参画が開始されたことも、1機当たり本体価格の変動要因であるとしているが、価格上昇の要因を定量的に把握することができていない状況となっていた。

オ 防衛装備庁は、FMS調達のほかに、F-35A関連施設の監視装置等に係る契約等（契約額計3億余円）を締結していた。また、東北防衛局等は、三沢基地等においてF-35A関連施設の整備等に係る契約（同計68億余円）を締結していた。

(2) FMS調達に係る前払金の支出決定、防衛装備品等の受領等、及び余剰金の返済の状況

ア 機体等ケースの前払金の支出決定額は、28年度末までの合計で1791億余円となっていた。

イ 機体等ケースの27調達要求品目に係る111細目のうち、28年度末までに提供の予定時期が到来していたものは8調達要求品目に係る31細目であり、8細目（うち1細目については一部のみ）を受領していたが、その他の23細目は引合受諾書（日米両政府の代表者が署名する文書）に定められた予定時期が到来していたのに、合衆国政府から提供が行われていなかった。

また、防衛装備庁は、28年度末までに受領したF-35Aについて、開発の遅れにより引合受諾書で要求したものと異なるソフトウェアが搭載されたものを受領していた。

航空幕僚監部は、受領したF-35A4機について、1機当たり121億余円として国有財産台帳に登載していた。

ウ F-35Aに係るケースの取扱いに関して、合衆国政府は我が国の予算年度と予算科目が同一の調達要求品目の提供が完了した後に計算書を送付した上で前払金に係る余剰金の返済を行うとしているが、今後、返済時期が到来した際の計算書の送付期限等の詳細が、28年度末現在、合衆国政府との間で具体的に定められていなかった。

(3) F-35Aの調達に当たり実施される国内企業の製造及び修理への参画

ア 国内企業は、機体の最終組立・検査に25年度から、エンジンの最終組立・検査に26年度から参画していた。また、25年度から28年度までの間に参画した各国内企業の下請製造部品の状況について、参画品目の累計は25年度は24品目、26年度は26品目、27、28両年度は29品目となっていた。製造への参画に必要な初度費契約について、25年度から28年度までの間の契約額の合計は1716億余円となっていた。

イ 初度費契約に係る実施計画について、株式会社IHI及び三菱電機株式会社において、一部を除き、供給元認定（下請製造部品の品質を元請が保証するための認定）の取得の時期が明確となっていなかったり、対応する機体に下請製造部品を供給する前提となっていなかったりしていた。また、両社は、一部を除き、下請製造部品等の供給時期を明確にしていなかった。

IHI及び三菱電機の下請製造部品等を対応する機体に搭載するために、防衛装備庁は、合衆国政府と調整し、各国内企業の下請製造の工程を確認すべきであったのに、これらを十分に行っていなかった。このため、各国内企業が作成した実施計画は、下請製造部品等を対応する機体に搭載することを前提とした整合性の取れたものとなっていなかった。

ウ IHI及び三菱電機は、28年度末現在、下請製造部品に係る契約を締結しておらず、国内企業の製造への参画を通じた防衛生産・技術基盤の維持・強化についての効果は十分に発現していなかった。

(4) プロジェクト管理等の状況

ア LCC（ライフサイクルコスト）について、初年度である24年度の算定において1兆9195億円であったものが、為替レートの変動や国内企業参画等により、最新の28年度の見積りにおいて2兆2287億円に増加していた。

イ 取得戦略計画（プロジェクト管理を行うために策定される計画）策定時のLCCの見積りに当たり、防衛装備庁は、見積計画を文書として作成していなかった。また、次回のLCCの見積りに当たり、見積計画を文書として作成していたものの、防衛装備庁長官の決裁等を得ていなかった。

ウ 感度分析（為替レートの変動に伴うLCCへの影響の計算）について、その実施結果が取得戦略計画の中に示されておらず、また、その他F-35Aの取得プログラム（取得に係る業務等を計画性を有するプログラムとしてまとめたもの）に係る会議や各種報告のいずれにおいても、防衛装備庁及び関係各組織で共有されていなか

った。

エ 取得プログラムの分析及び評価の結果について、防衛装備庁は、28年度第1四半期の防衛大臣への報告を行っていなかったが、これは、取得戦略計画の策定が28年7月となったことなどのためであった。

3 所見

防衛装備庁において、今回の検査により明らかになった状況を踏まえて、F-35Aの調達等がより適切に行われるよう、次の点に留意することが必要である。

(1) F-35Aに係るFMS調達について

ア これまでもF-35Aの調達等に関する必要な調整を合衆国政府と行ってきているところであるが、1機当たり本体価格が変動した場合には、引き続き適時適切に合衆国政府に要因を確認するとともに、国内企業の下請製造が遅れるなど契約額に影響を与える事態が生じた場合は、価格の変更やその手続に係る検討、合衆国政府等との交渉等の対応を適時適切に執ること

イ 提供の予定時期が到来していたのに提供が行われていない調達要求品目について、速やかな提供が図られるよう、また、引合受諾書で要求したとおりの防衛装備品等が提供されるよう、合衆国政府と調整を行うこと

ウ 合衆国政府と取り決めた手続に基づき速やかに余剰金の返済が行われるよう、合衆国政府との間で計算書の送付期限等の詳細を具体的に定めること

(2) 国内企業の製造への参画について

ア 参画の可能性のある部品等を調査するなどした上で、国内企業が製造等へ参画する意義、合衆国政府等との調整の状況、国の財政事情等を勘案しつつ引き続き適切に参画の範囲について検討すること

イ 下請製造に関して、合衆国政府と調整し、各国内企業の下請製造の工程を確認した上で、各国内企業の作成する実施計画が、下請製造部品等を対応する機体に搭載することを前提とした整合性の取れたものとなるよう調整すること

ウ 国内企業の下請製造への参画に当たり、当初予定していた時期よりも下請製造が遅延するおそれがある場合は、引き続き、円滑に下請製造が行われるよう合衆国政府等に働きかけるほか、必要に応じて国内企業間の調整を行うなどして、国内企業

の下請製造が予定どおり進捗するよう取り組むこと

(3) プロジェクト管理等について

ア LCCの見積りに当たっては、見積計画等の必要な資料について、その重要性や位置付けを踏まえ、適時に責任者の決裁等を得た上で文書化し、防衛装備庁及び関係各組織で共有し、保存すること

イ 1機当たり本体価格が為替変動により大きく変動したことから、為替変動を考慮して感度分析を行った上で、その結果を取得プログラムの分析及び評価に係る文書等に記載して防衛大臣に報告するとともに防衛装備庁及び関係各組織で共有すること

ウ プロジェクト管理における取得プログラムの分析及び評価を今後適切に行うことにより、取得プログラムの進捗状況、経費の発生状況等を把握し、必要に応じて取得戦略計画を見直すこと

会計検査院としては、次期戦闘機（F-35A）の調達等の実施状況について、今後とも多角的な観点から引き続き検査していくこととする。